

## 平成13年9月 定例会本会議 10月4日

(鈴木和夫 君) 公明党の鈴木和夫でございます。

私は、公明党府議会議員団を代表いたしまして、今日の府政を取り巻く諸課題についての質問をしてみたいと存じます。

初めに、アメリカにおける同時多発テロ事件で犠牲になられた方々に対して心から哀悼の意を表しますとともに、いまだ行方のわからない被害者の方々と御家族、関係者の皆様の御心痛に対し、心よりのお見舞いを申し上げます。

昨今、全世界を震撼させた先日の同時多発テロ事件や池田小学校の児童殺傷事件など、凶悪かつ陰湿な犯罪が頻繁に起こっております。また、狂牛病のような新たな社会問題が発生するとともに、相次ぐ大企業の破綻や株価の低迷、失業者の増大など深刻な経済状況が続くなど、大阪経済や府民生活に大きな影響を与えております。このような府政を取り巻く状況を踏まえ、順次質問に入らせていただきます。

まず初めに、新行財政計画案についてお伺いします。

大阪府立大学の宮本勝浩経済学部長は、ことし二月、四十七都道府県ごとの国税、地方税を含む住民の納税額とその見返りに受けた公共サービスの金額を総務省データをもとに比較し、衆議院予算委員会に提出されました。それによりますと、九八年度に住民一人当たりの公共サービスの金額が最も低かったのは埼玉県で三十七万円、以下千葉、神奈川、愛知、静岡、大阪の順であり、大阪は約四十七万円で、最も額の高い鳥取県の約九十六万円と比べても半分以下であります。

かつて均衡のある国土の発展のために、都市部で集めた税金を社会資本整備のおくれた地方に重点的に投資する財政の再配分機能が必要であったことは間違いありません。しかし、幹線道路や下水道など一定の生活基盤が相当レベルで全国的に行き渡った今となっても、都市部府県の財政が厳しい状況のもとに、なお受ける公共サービス額に二倍以上の開きがあるのは妥当と言えるではありませんか。

このたび知事は、厳しい財政状況を打破すべく、先月十九日に新行財政計画案を取りまとめられました。この新計画案から、財政再建団体にはさせない、不退転の覚悟で改革を実行していきたいとの知事の強い思いが伝わってまいりますが、すべての府民が納得できるものではございません。そのためにも、我々議会と知事との間で十分議論されなければなりません。

今日の財政危機の原因の一つには、バブル経済期における大規模開発を初め、右肩上がりの経済成長を過信して開発を続けてきたという失敗を我々議会も含め十分に反省する必要があります。そうした思いを込め、この新計画案について順次議論し、府の再生へ全力を挙げて取り組んでいきたいと存じます。

さて、そのとき大切なのは、すなわち太田知事の決断であります。かけ声や計画を立てるだけなら、どこの組織でもやりましょう。事実、本府でも何度も挫折してきたことは周知のとおりであります。小泉総理の引用で有名な米百俵物語を初めとして、上杉鷹山の米沢藩の改革など、洋の東西を問わず、あらゆる改革の成功例は、現状把握や将来展望などいろいろな側面が必要であるにせよ、すべての要因は中心者の揺るぎない不動の一念であると存じます。この新計画案に取り組む太田知事の決意を、まずお伺いしたいと思えます。

次に、今回の新計画案では、長期財政推計の歳入の前提である経済成長率を平成十四年度から十六年度をゼロとし、十七年度以降を大阪二十一世紀の総合計画予測から最も低い一・三%としております。しかし、株価の低迷や経済の先行き不安から、消費の冷え込みなど今の厳しい景気状況を見ると、経済成長率の見通しはかなり甘いのではないかと考えられます。

経済成長率の低迷は、税収の減などによる歳入の減少が予測され、歳入予測を下回ることが続けば、この新計画案の大幅な見直しが必要となります。歳入予測は、この新計画を円満に進めていくに当たっても重要な一方の柱であり、大幅に見直すことなく確実に行財政計画を遂行することが、府民の計画に対する信頼を得ることにつながります。このためにも、歳入の基礎となる税収の見通しを常に精査するのはもちろんのこと、国に対して、計画に取り組む府の強い決意を示す一方、地方交付税や税財源のあり方など積極的に理解と協力を求めなければならぬと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、今回の新計画案において、全国一スリムな組織づくりに向け、一般行政部門で約三千人を削減するとしております。電子府庁の実現や積極的なIT化で全国一近代的な府庁を目指すことにより、人員削減による影響を極力抑えて、府民に見える形で行政サービスの低下につながらないようにしていくことが必要であると考えま

すが、知事の所見をお伺いします。

このたび知事が実施されたパブリックコメントは、府民の声を反映させるのに効果的であります。反対や賛成意見、同一項目においても両極端の意見も見られております。知事は、計画案づくりにこれらの意見を反映させていくとのことでありますが、すべての意見を反映することは難しく、特に反映されない意見については明確に説明しなければ、府民の声を聞く姿勢がないととられかねません。そこで、計画案におけるパブリックコメントをどのように取り扱われていくのでしょうか、知事にお伺いいたします。

次に、厳しい財政状況のもとで創設する再生予算枠については、府民の期待は大変大きいものがあり、我が党としても積極的な取り組みを期待するものであります。総花的に事業予算を減額しただけともとられかねない新計画案において、知事のリーダーシップを発揮し、府民に再生予算枠の活用方針は政策としての知事のカラールを見せるチャンスであり、非常に重要な役割を持つと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

なお、府の行財政の改革を進めるに当たっては、議会においてもみずから改革の汗を流さなければなりません。そのため、我が党は、議員の定数についてどうあるべきかを平成十一年の選挙直後より議員団総会などで十数回にわたり熱心な議論を続けてまいりました。そして、我が党は、現在審議中の定数問題委員会において、一票の格差を縮めることを基本とした議員定数を現在の百十二からおおむね一割の削減に当たる総定数百とする提案を行い、実現に向け努力をいたしております。

次に、大阪府の指定出資法人の改革についてお伺いします。

出資法人改革につきましては、五月議会での我が党の質問におきましても、行財政計画に競争原理、自律運営を基本とした本府と法人との新しい関係の構築と本府からの財政支出に頼らない徹底した経営の合理化などはつきり位置づけるべきであるとただしてまいりました。

このたびの新計画案の中では、すべての指定法人七十九法人について、設立目的が薄れた法人については統廃合を進めるとともに、存続する法人につきましても事業効率化を図り、自律的な経営改善を促していくとのことであります。そして、法人改革の目標として、十年で法人数を半減とし、役職員は二〇%の削減、府からの補助金などの財政支出に当たっては三年以内に一割削減を目標としております。

しかし、府民にとってわかりやすい改革とは、効率のよい法人運営と目に見える形で府財政支出の大幅な縮減にあります。新計画案では、各指定出資法人がどのような役割を持ち、府民サービスの向上にどのように貢献しているのか、また統廃合することでどのような影響があらわれるのかの判断材料がなく、統廃合のあり方が具体的に目に見えないものとなっております。

今後十年間で法人数の半減を目指していくとのことでありますが、どの法人を統合するのか、また廃止するのか、プランを具体的に示した上で議論しなければ府民の理解を得ることはできません。十年かけて段階的に減らすのではなく、具体的に各法人のあり方を精査する中で、すぐに廃止できるもの、時間をかけて整理するもの、場合によっては出資を増額するものなど具体的に府民に示し、検討していく必要があります。このためにも、具体的に各法人の方針を示した上で、合理的かつ速やかに統廃合がなされるべきであると考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、公の施設の改革についてお伺いいたします。

公の施設については、新計画案の中でも、出資法人と同様に効率的、効果的運営を進め、厳しく総点検していくとしております。特に市町村に類似施設がある場合や民間で十分対応可能なものは、速やかに整理すべきであります。

しかし、一方で、府民全体の財産である文化や歴史資料など民間でできないようなものについては、府が責任を持って管理運営すべきものもあります。いわゆる現代における文化芸術の最大の理解者であり支援者は自治体であるという視点は、決して忘れてはならないと存じます。

例えば、国立国際児童文学館は、東京上野の国立国際こども図書館と並ぶ日本でも有数の児童文学専門の資料館であります。世界最大の約六十五万冊の蔵書資料を誇り、児童文学の総合的資料センターとして大きな役割を果たしております。

また、上方演芸資料館ワッハ上方は、庶民の暮らしの中から生まれはぐくまれてきた無形の財産である上方演芸を次の時代に引き継ぐとともに、新たな演芸の文化を創造し、世界に発信するためにも大きな役割を持った施設であります。

このような大きく府民に影響を与える施設で、事業や施設のあり方、費用対効果など改革に至る総点検を行う際には、常に府民に理解してもらおう努力が必要であります。そのためには、今回の新計画案で施設や事業の見直しの議論や検討を庁内部局で行う場合、すべてを情報公開する、すなわちすべてにわたりオン・ザ・テーブルで

行うべきであります。

さらに、見直しを推進していく中で、長期間にわたるものについては、適宜その間の議論のプロセスを府民に公開する必要があると考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、大阪の都市再生について順次お伺いいたします。

今の大阪は、産業経済が絶対的な衰退の危機に直面する一方で、ごみ、環境問題、防災対策、慢性的な交通渋滞など、その都市環境は決して快適なものと言えなくなっております。大阪が直面しているこれらの諸課題を解決し、快適で活力のある都市生活を再生し、今まさに大阪が新たな都市政策を強引に提案、実行していくことが求められているところであります。

我が党は、こうした考えのもと、国に対して都市再生を強力に推進されるよう強く働きかけてきたところでありますが、これを受けて政府は、本年四月に緊急経済対策で都市再生を集中的、重点的に推進することを位置づけ、五月に内閣府に都市再生本部を設置いたしました。東京圏、大阪圏などについて、二十一世紀型都市再生プロジェクトに選定すると表明されました。

こうした国、政府の動きに呼応し、大阪府では、知事が先頭に立ち、全庁一丸の取り組みにより、極めて限られた時間の中で、大阪市や関経連などとも連携し、大阪都市圏の再生に必要なプロジェクトを取りまとめるなど敏速で適切な対応をされました。

我が党としても、都市における循環型社会の実現を目指した大都市圏エコタウン構想十カ年戦略の打ち出しを初め、都市再生に向けた提案を行うとともに、我が党の大阪府選出国會議員を先頭に、府の提案が決定、具体化されるよう強力に取り組んできたところであります。

これまでの都市再生本部会議では、基幹的広域防災拠点の整備、関空二期整備や新たな環状道路体系の整備、大阪圏でのライフサイエンスの国際拠点の形成などプロジェクトが決定されました。また、府が提案された低公害車普及促進対策が国の概算要求に位置づけられるなど、具体化に向けた動きが進んでおります。

このように、大阪の再生への鼓動がようやく実感できるようになってきたことは、大変喜ばしいことであり、これまでの府の取り組みについて評価するところであります。決定されたプロジェクトを初め大阪再生に向けたプロジェクトに関する府の施策の展開につきましては、我が党としても積極的に協力してまいりたいと考えますが、まず大阪の都市再生の取り組みに向けた知事の決意をお伺いいたします。

次に、再生を目指すための市町村並びに本府のあり方についてであります。

大阪の再生を目指すためには、大阪が有する特性やポテンシャルを有効に活用しつつ、創意工夫を凝らしたまちづくり、地域づくりを進めていく必要があると考えます。そのためには、基礎的自治体である市町村の自治能力の向上を図ることが何よりも重要であると考えるところです。そのような観点から、まず市町村合併についてお尋ねいたします。

大阪府においては、昨年来複数の地域で合併問題についての研究会が設置され、検討が進められると聞いております。一方で、平成十七年三月の合併特例法の期限や合併協議会の運営に必要とされる期間を考慮すると、今年度から来年度が非常に大切な時期でないかと考えております。申すまでもなく、市町村合併については、市町村が自主的、主体的に検討すべき問題ではありますが、府としても、合併特例法の期限内に合併を実現することが地方分権を推進する上で不可欠の課題であるとの認識に立って、積極的な取り組みを進めるべきであると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、大阪の再生には、府内市町村の体制づくりとあわせ、大阪都市圏の中心都市である大阪市と本府の連携も重要な課題であると考えます。大阪を有数の都市として名実ともに再生させるためには、府と大阪市が緊密に連携し、効果的で効率的な施策の展開と行政投資を行っていく必要があります。

しかしながら、現状を見ますと、中小企業への信用保証やささまざまな融資制度の二重施策、運動施設や文化施設にも類似の施設が見受けられます。このようなむだを廃し、府市が協調して広域的、総合的な見地から都市戦略を立てて行政施策を展開していかなければ、大阪再生は到底実現しないと考えます。今後、これまで以上に府市共同して大阪都市圏の抱える問題点を精査し、課題解決の方策を検討していくことが必要であると考えます。

さらに、将来の大阪再生の姿を考えるためには、大阪都市圏の行政のあり方を大胆に示していくことも重要だと考えます。新計画案では、大阪都構想など新しい自治システムを研究するということが示されましたが、今後大阪府市の将来のあり方をメリットやデメリットを含め府民に提示していくことも必要であると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、循環型社会の構築についてであります。

大都市圏で排出される膨大な量のごみは、不法投棄等さまざまな問題を引き起こしております。ごみはごみと

いうこれまでの廃棄の発想ではなく、ごみを資源にという循環を前提とした発想に転換しなければ、この問題を解決することはできません。

このように環境問題への取り組みは、国民の最大の関心事の一つであり、前述の都市再生本部の都市再生プロジェクトとして、大都市圏におけるごみゼロ型都市への再構築が決定されました。環境リサイクル施設や研究機関の集中立地は、環境関連産業の育成による雇用創出効果と循環型社会構築など大阪都市圏の再生と活性化にもつながります。

この五月議会に我が党がただしましたように、大阪府の地域特性に見合った独自の都市再生となるエコタウン構想を検討、推進していくことは、二十一世紀に活力と安心と暮らしやすさを確信できる循環型社会づくりを具体化していくための重要なかぎでもあります。このたびの大阪都市圏再生戦略の中でも、大阪エコエリア構想として提案されており、大阪府を中心として積極的に近隣府県や市町村、産業界等との広域的な調整と連携を図らなければなりません。大阪府の地域特性に見合ったエコタウン構想でもあるこの大阪エコエリア構想実行に向け、さらなる調査研究が必要であると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

循環型社会の構築のためには、府民一人一人の環境に対する意識の向上も促さなければなりません。徹底した分別回収とリサイクルの促進により、焼却ごみを減らす社会づくりが必要であります。

現在、府内の市町村では、家庭ごみなどの分別回収が地域によって異なり、リサイクルの取り組みも各市町村により温度差があることから、府民の地域間におけるごみ問題に対する意識の格差は大きいのではないかと考えられます。一般廃棄物については、市町村の事務ではありますが、リサイクルに対する府民の意識を高め、広域的な資源循環型社会構築のためにも、このような地域間の取り組み状況の格差是正に向け、府として積極的に調整、指導していく必要があるのではないかと考えます。環境農林水産部長の所見をお伺いいたします。

循環型社会の構築に向けての取り組みは、大阪府みずからも積極的に進めなければなりません。現在、全国各地の自治体では、公共事業などに杉、ヒノキなどの人工林の保育で発生する間伐材を有効に活用していく取り組みが行われております。間伐材の木工沈床などの河川工事の利用では、水辺の生態系に優しく環境面でのメリットも大きく、森林環境の保全と河川環境の改善に役に立っております。

平成十三年一月に環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としたグリーン購入法が施行され、公共事業への資材として間伐材を積極的に使用していく方針が示されており、公共事業、とりわけ本府土木事業での取り組みがますます重要となっております。

大阪の都市部において周辺を取り囲む山々の樹木などの緑は、住民のいやしの空間であり、地球温暖化防止のためにも重要な存在であります。これらの森林は、間伐など適正な維持管理が行われなければ荒廃してしまいます。特に人工林は、間伐をしないと込み過ぎた森林になり、ひ弱で倒れやすくなったり、下草が生えず土壌が流れやすくなり、土砂災害発生の危険性を増大します。また、間伐により、花粉症の要因の一つでもある杉花粉の発生の抑制にも効果があると言われております。森林の手入れ作業で排出される間伐材などの有効活用により、資源循環型のシステムづくりにもなります。

折しも今月、府内の十六の森林組合が一つに合併されると聞いております。合併後は、能勢、高槻、南河内など府内各地でこれまでばらばらに生産されておりました木材や間伐材を計画的、安定的に収集、流通、加工、供給できるような体制整備が図れることと思われれます。

環境の保全や林業の振興につながることから、河川工事や砂防工事などの治水事業はもとより、道路や公園などの公共工事全般に府内の間伐材の活用を積極的に推進していくべきと考えますが、土木部長の所見をお伺いいたします。

次に、保育所待機児童の解消についてであります。

少子化対策や子育て支援を進めるため、国においても保育所待機児童ゼロ作戦が進もうとしております。また、都市再生本部においても、第二次の都市再生プロジェクトとして、都市部における保育所待機児童の解消が決定されているところであります。

これを受けて、国の来年度予算の概算要求では、来年度から三年間で十五万人分の保育所受け入れ枠を拡大する方針となり、新規事業として認可外保育所施設の認可化を促進し、待機児童の解消を目指すとともに、利便性の高い駅前保育サービスの施設整備や駅からそれぞれの児童が入所している保育所までを送迎する送迎保育ステーションの整備が新規事業で織り込まれております。

また、病気回復期の児童を一時的に預かる乳幼児健康支援一時預かり事業や学校の放課後や保育施設の開園前、開園後など一時的に子供を預かったり、保護者の急用などの場合に子供を預かるファミリーサポートセンター事業は、実施自治体を現在の百八十二カ所から二百八十六カ所に拡大すると聞いております。

今後、大阪府としても、これら国の動向に合わせ学校の余裕教室の活用や認可外保育施設を積極的に認可していくなど、民間の事業者やNPOが取り組みやすい環境づくりを図り、保育所待機児童の解消をさらに促進すべきであると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、大阪都市再生環状道路についてであります。

このたびの政府の都市再生本部での都市再生プロジェクトの第二次決定では、大都市圏における環状道路体系の整備が決定されたと聞いております。この中で、大阪都心部における新たな環状道路の整備が認められております。大阪市外縁部を総延長約六十キロの高速道路ネットワークで環状軸を形成するもので、供用済みの阪神高速道路湾岸線、近畿自動車道、事業中の淀川左岸線、大和川線及び第二京阪道路から淀川左岸線に至る、計画策定中の淀川左岸線延伸部から構成されるものです。特に阪神高速や近畿自動車道などは、大阪都市圏の大動脈であり、これらを主軸として大阪都心の臨海部と内陸部を結ぶことによる環状道路の形成は、大阪都市圏の経済活動の活性化、交通渋滞の緩和などに大きく寄与することになります。

この環状道路構想の実現は、大阪都市再生を支える都市基盤施設として大いに期待できるものと考えますが、この具体的な整備効果と構想実現に向けた今後の取り組み方針について土木部長の所見をお伺いします。

次に、住宅政策についてであります。

さきの通常国会で成立した高齢者の居住の安定確保に関する法律では、高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進と入居者の負担軽減などが定められました。この法律では、民間活力を活用した高齢者向け賃貸住宅の供給促進策を織り込んでおります。具体的には、民間事業者が高齢者向けの賃貸住宅を建設したり改良する場合、国や自治体がバリアフリー設備の整備費を補助するほか、税制上も優遇されるということであり、このように、今後さらに利用者ニーズを前提にした住宅建設に民間事業者が積極的に参入していく機運は高まりつつあるのではないのでしょうか。

このたびの都市再生本部でも決定されたように、民間でできることは民間にという構造改革の一環として、PFI手法の活用を一層積極的に取り組むこととしております。東京都では、PFI手法による都営住宅の建てかえと、住宅のほか福祉、文化施設を含めた生活拠点として整備を行うため、事業者の選定に着手しようとしております。また、兵庫県の大河内町では、町有地を有効に活用した民間の資金と販売手法を生かした定期借地権つきマンションの建設、過疎化対策や少子高齢化対策に対応した住宅事業を展開しております。

本府におきましても、PFI手法の一層の展開が望まれます。新たな府営住宅建設策として、コレクティブハウスの導入や定期借地権による民間の資金と販売手法を生かした住宅などの政策を積極的に展開してはどうかと考えますが、建築都市部長の所見をお伺いいたします。

次に、大阪産業の再生についてお伺いいたします。

先ごろ発表された国民所得統計速報によりますと、本年四月から六月期の国内総生産は、前期に比べマイナス〇・八%と九カ月ぶりにマイナス成長に転落し、年度当初の予測を大幅に下回っております。我が国経済は、米国経済の影響などもあり、株価の低迷、個人消費の縮小、失業率の上昇、輸出、生産の減少、さらには在庫の増加、設備投資の落ち込みなど懸念すべき点が多く見られ、深刻な状況を呈しております。

大阪府では、昨年、大阪産業の再生を図るため、大阪産業再生プログラム案を策定いたしました。同年九月補正予算で事業化され、もうすぐ一年が過ぎようとしています。先日には、第三回の評価委員会が開催され、現時点の進捗状況と設定した目標値に対する評価などについて検討されたと聞いております。プログラム案策定時点に比べ、現在のように経済状況が大きく変化している中で、当初のプログラム案を進めることに影響は出ていないのか、知事の所見をお伺いいたします。

現時点で言えば、融資面においては、設備的な資金よりも、現在の企業経営を維持するための運転資金への需要が多いように思われます。先日の新聞にも、知事がわいわいミーティングで東大阪に行かれた折に、中小企業経営者から、頑張るにもまずお金やという声が多く聞かれたと報道されておりました。どちらかといえば、中小企業の創業支援より今目前に直面している経営の困窮への支援が求められていると思います。言いかえれば、せっかくプログラム案の主眼として掲げられた中小企業の経営革新や創業への支援が、必ずしも経済効果につながっていないように感じられてなりません。

現在の経済状況は、想像以上のスピードで悪化しております。このような緊急事態の中、本プログラム案でも予定どおり進めていくのではなく、時期をとらえ、効果に応じてタイムリーに見直していく必要があるのではないのでしょうか。知事の所見をお伺いいたします。

また、国の支援が期待できる都市再生本部のプロジェクトと産業再生プログラム案を連携させて、環境やバイオなどの産業集積へ重点的に投資し、より大きな経済効果を目指すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいた

します。

次に、狂牛病については、国内で初めて狂牛病が確認されたことで、ヨーロッパの猛威が対岸の火事ではなかったことを痛感させられたところでもあります。狂牛病は、発生メカニズムが十分に解明されておらず、治療法も確立されていないことによる不安もあって、府民は食肉、肉加工品も敬遠しがちであったところに、本府においても牛の骨を炭にしたえさを与えていた酪農家があったということが先日公表されました。

さらに、日常の食生活にごく普通に使われているブイヨンやカレーのルー、また一部のスパゲッティミートソースなどに加え、薬のカプセルなども安全性の確認を厚生大臣が指示したとの報道がされ、府民の牛に関する心配が極限にまで達していると言っても過言ではありません。このまま危ないものには近寄らず的に過度に食肉、肉加工品などの買い控えが起こらないかと憂慮しております。

我が党の調査では、府内の三十九を超える市町村で、学校給食において牛に関連する食材の利用の見直しを検討していることが判明しております。また、肉の卸売や小売、焼き肉店などの飲食店でも売り上げが減少傾向にあるとのことであります。府民の牛に関する心配が形となってあらわれつつあり、早急に対策を講じ、被害を最小限にとどめなければなりません。

府民がこのように牛に対して不安感を持つに至った要因の一つとして、農林水産省の食を預かる官庁としては余りにもお粗末な対応が挙げられます。狂牛病と診断された焼却処分したはずの牛が、実は肉骨粉とされていたということに始まり、農林水産省の一連の情報開示、対応には怒りすら覚えます。

我が党においても、府民の安全な食生活に直接かかわりのある問題であることから、去る十月一日に、感染ルート of 徹底的な調査、食肉検査所の検査体制の確立、狂牛病に関する正確な情報の提供と相談窓口の設置、風評被害の拡大防止、影響を受けた生産者や販売者等に対する緊急融資制度の整備など五項目について知事に申し入れたところでもあります。

大阪府においては、狂牛病発生との一報を受け、庁内のみならず、関係団体等との連絡体制を確立し、情報の共有化を図っているとのことでありますが、府民の行政に対する不信を払拭するとともに、府民が真に安心して食肉や肉加工品を口にするためには、国内外を含めた広域的な対策が必要となります。そのためにも、国に対して、狂牛病の発生メカニズム等に関する研究とともに感染ルートや発生原因の徹底した究明、また今回の発生の原因となったえさ、そしてその流通経路の特定や使用状況の調査など強く求め、府民の不安を解消していかねばなりません。

さらに、出荷を繰り延べする生産者への助成や卸売、小売業者などを初めとする事業者への緊急融資措置制度の充実など、知事が先頭に立って国に対し強く申し入れていくべきであると考えますが、知事の決意をお伺いいたします。

次に、松原食肉市場公社についてお伺いいたします。

松原食肉地方卸売市場を開設、運営している第三セクターの株式会社松原食肉市場公社に対して、府は、府民への食肉の安定供給という理由で、毎年多額の財政支援を行っています。しかしながら、松原公社の経営は一向に好転せず、累積赤字の拡大による厳しい経営状況となっております。

現在まで松原公社の経営状況は、開場以来その収入の柱である牛の集荷頭数が年々減少してきており、全国の流通量、需要量などを見据えるとともに、安全性やブランドの確立など輸入牛肉や他の市場に対する競争力をつけなければ、経営を安定化していくのは厳しいと考えます。全国にも食肉市場が多数あり、大阪市においても南港市場が営業されている中、松原食肉卸売市場を支援しなければならない必要性について、知事の所見をお伺いします。

屠畜場は、法律に基づき高度な衛生管理基準が課せられており、屠畜解体という不採算部門を併設しての公益的市場機能を担うものであることから、その運営には膨大な経費がかかっております。大阪府は、庶民への食肉の安定、安全な供給の確保という観点から一定の公共性、公益性を認め、支援していくのはやむを得ないとしておりますが、厳しい府の財政状況の中で支援するというならば、府民の納得が得られる説明を行う必要があります。

新会社設立後の経営状況に対して、大阪府はどのような検査や監視、関与を行っていくのか、松原市や金融機関など他の機関の松原公社に対する支援状況や対応とこれらの機関は新会社設立後どのようにかわるのか、あわせて知事にお伺いいたします。

次に、文化芸術振興についてお伺いします。

二十世紀後半に文化芸術を一大産業として構築し、世界に影響を与えているアメリカでは、その文化芸術の発展の基礎は、大恐慌に見舞われた一九三〇年代に実施されたニューディール政策にあったと言われております。

同政策といえば、景気を浮揚させるために大規模な土木公共事業を行われたことがよく知られておりますが、第二期では、美術、演劇、音楽などの文化芸術政策が国を挙げてのプロジェクトとして推進されました。同政策での思い切った文化振興政策によって、アメリカの文化芸術活動は各分野とも大きく花を咲かせていく、ヨーロッパからも優秀な若い芸術家が数多くアメリカに移り、活動の拠点を築きました。

当時、芸術の中心はパリと言われていましたが、戦乱で破壊されたパリにかわって、第二次世界大戦後はニューヨークが世界の中心の座につき、創始期の未熟な段階にあった映画界も、後に西海岸のハリウッドを中心に巨大産業へと発展を遂げるようになります。

ここに、二十一世紀の大阪が文化芸術首都を目指すに当たり、示唆に富む幾つかの視点があります。その一つは、文化芸術の持つ公共性に着目した点であります。公共性のあるものは一般化していく要素を持ち、社会や日常生活の中に根づいていく。このことは、人々の心の中に文化芸術への意識が自然な形で定着していくことになり、政治、経済、教育を初めあらゆる分野の根底をなしていくものであります。第二に、同政策のさまざまなプロジェクトが、失業対策や経済波及効果をねらった一面があるにしても、文化芸術分野だけの孤立した振興でなく、教育や一般市民にその成果を還元したことに注目すべきであります。

しかし、大阪府としても、文化の振興なくして大阪の再生はないと言っているように、今こそ現在持っている文化的財産を単に縮小するのではなく、多方面の関係機関に働きかけて、積極的に活用のサポートを行い、文化のすそ野を広げていくべきではないでしょうか。例えば、青少年が府内の文化施設でオーケストラなどのすぐれた舞台芸術を低料金で鑑賞できる機会をつくる、あるいは才能ある新進芸術家の発掘と育成を目指すために公共文化施設を開放し、発表の場を提供するなど、より一層の積極的な文化的財産の活用が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、同政策では、国家が税制面でも文化芸術を支えたことが誘い水となって、個人や企業による社会全体での支援が定着しております。アメリカでは、一九三五年に歳入法で個人や法人に寄附金の税控除を導入、さらにはパブリックチャリティー制度とあって、寄附をすれば寄附をした人が税制優遇が受けられる制度があり、民間の寄附が集まるような仕組みもつくっております。これを機に、国民の間に文化芸術を積極的に支援する機運が生まれました。現在では、個人や民間団体から年間約一兆円以上の寄附が文化芸術団体に寄せられ、活動を支える柱となっております。

このように、文化振興への公的支援には、資金確保の方策が大変重要であります。日本でも、同様なものとして企業メセナ協議会を通じて寄附をすれば、税制の優遇が受けられるという制度があります。そこで、例えばこのような企業メセナ協議会の活用など、企業や個人から文化施設や団体への寄附金を促進する方策を大阪府として積極的に展開すべきであると考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、青少年問題と出会い系サイトについてお伺いします。

近年、パソコンや携帯電話といった情報通信機器の急速な普及により、インターネット利用者が飛躍的に拡大しており、これに伴い青少年が利用する機会も増大いたしております。このようなインターネットの普及は、国民の日常生活の利便性を向上させるというプラス面があるものの、いわゆる出会い系サイトなどに代表される有害な情報流通が大きな社会問題となっております。

先ごろ発表された警察庁のハイテク犯罪のまとめでは、今年上半期に全国の警察が摘発したコンピューター犯罪の件数は、昨年同期の一・五倍に増加しており、中でも児童買春事件が急増し、そのほとんどが出会い系サイトの絡んだ事件でありました。本年五月に京都府で発生した二十五歳の会社員が出会い系サイトで知り合った女子大生等を殺害した、いわゆるメル友殺人事件は記憶に新しいところであります。

現在、携帯電話は、小学生でも持っているように、青少年のアイテムとして日常生活の中に入り込んでおります。中でも、出会い系サイトのようなインターネットを使った交信により、見知らぬ人同士が出会い、友達や恋人となるなど、人間関係のあり方まで変えようとしております。このような出会い系サイトは、実体のわからない相手と交信することや、少なからず青少年に好ましくない情報が含まれていることから、一步間違えば青少年が犯罪に巻き込まれる危険を常に抱えているとも言えるのではないのでしょうか。しかし、情報発信者の特定が非常に難しいことなどから、なかなか規制することが困難であり、その被害の防止は深刻な問題となっております。

今後、大阪府としても、このような青少年に悪影響を与えている出会い系サイトについて、青少年の健全育成の立場から対策を講じていかなければならないと考えます。どのような対応を考えておられるのか、生活文化部長の所見をお伺いいたします。

次に、保健所のあり方についてお伺いします。

七支所を含む大阪府立の二十九の保健所は、昨年四月、府民の健康づくりを進める専門的、広域的拠点として、

市町村との役割分担と連携のもと、十四支所を含む二十九の府民健康プラザとして再編されました。これは、平成六年にそれまでの保健所法が改正され、地域保健法が制定されたことに伴い、地域保健体制のあり方が示されたことがきっかけとなっております。

この地域保健法を受け、大阪府の衛生対策審議会から、専門的、広域的なもの、さらに精神保健福祉関係事業、あるいは難病対策など保健所はより積極的に行うこととし、一方、所管区域についてはおおむね三十万人を基準に設定してはどうかという答申が出されました。この答申を踏まえ、平成九年二月の府議会において条例改正を行い、平成十二年四月から現行の二十九の府民健康プラザに再編されたものであります。

当時、この再編問題は、府議会でも議論となり、我が党からも、市町村との連携や地域における市町村間の総合調整の必要性と保健所における市町村との連携体制の構築についての内容で代表質問をしていたところでございます。

また、今後の保健所支所のあり方についての質問に対し、当該地域における保健サービスの提供実態等を見きわめながら、地元市町村や関係団体等々の意見も十分に伺いながら、今後とも慎重に検討を続けていきたい、さらには個々の支所の廃止に当たっても、地元市町村や府議会等の意向を十分に踏まえながら対処してまいりたいとの答弁をされている経過がございます。

このような経過をたどっているにもかかわらず、今回、新計画案に保健所の十四支所の統廃合が記載されております。先ほどの府立の保健所を府民健康プラザに再編したときの経過からも、この統廃合に当たっては、各地域ごとに保健体制の事情が異なることをよく認識し、地元市町村や関係団体の意向を十分に把握する必要があると考えます。

また、府民健康プラザに再編されてからまだ短期間ということもあり、地元地域からは、各市町村立保健センターの整備状況、地元市町村の人員確保や財源負担の問題、住民サービスの低下はないのかなどさまざまな統廃合の問題を精査するとともに、府の保健所のあり方を明確にした上で、地元に対する十分な説明責任を果たし、適切なプロセスを踏むべきではないかとの声を多く耳にしております。

そこで、今回の府の保健所支所の統廃合を計画するに当たって、これまでの地元との調整経過と今後の地元調整の進め方について、健康福祉部長の所見をお伺いいたします。

次に、企業局の収束についてお伺いいたします。

今回の新計画案には、日本が経済の高度成長に沸いた昭和三十五年から四十年以上にわたり続いてきた企業局の事業収束が示されております。総じてこの企業局の行き詰まりは、これまでの大阪府政全体の責任であろうと思います。あれもこれもという大阪府政の拡大路線を認めてきた大阪府議会も含め、大阪府政全体として責任をとる必要を感じております。このたびの企業局の収束は、絶対に失敗は許されない状況にあります。我々議員も協力を惜しまないつもりではありますが、大阪府としても背水の気概で臨むべきと考えます。

一方、この収束スキームが計画どおり進むためには、企業局の事業執行の半分以上を占めるりんくうタウン事業の成否が大きなウエートを占めております。申すまでもなく、りんくうタウン事業は、昭和六十一年、関西国際空港の開港をにらみ、国際的な流通や商業の拠点として開始されましたが、その後のバブル経済の崩壊を機に分譲が行き詰まり、事業執行額四千七百三十六億円に対し、分譲収入等で資金回収できるのは約二千億円と半分にも満たない状況にあります。

まさにこのりんくうタウンの分譲が思うように進まなければ、新計画案自体に大きな影響を与えることになるのは明白であります。このため、大阪府では、従来から駐在員事務所など活用して海外や首都圏などの誘致活動を初め、不動産業者などの民間事業者と契約して営業活動を進めるとともに、このたびファイヤーバード作戦と銘打って積極的な土地分譲の促進に努力されております。

しかし、現在の経済状況では、国内総生産がマイナス成長に転じるなど予想以上に厳しい局面にあります。今後、りんくうタウンの分譲促進に当たっては、企業局など一部の職員でなく、さらに進めて全庁的な営業体制で臨むべきではないでしょうか。知事の所見をお伺いします。

また、今回の計画に示されているりんくうタウンの分譲単価は、例えば商業ゾーンを見ますと、当初一平方メートル当たり百三十一万円の設定が八十八万円となり、今回の見直しによって三十六万円となっております。公示価格や周辺の取引価格などを参考に算出されたものとは考えますが、この新しい単価は、どのような根拠で算定したものなのか。また、今回設定した分譲価格については、将来の変動率を見込まずに売り切る見通しとされているのか、周辺の取引状況などを勘案し、売り切れる可能性について企業局長の所見をお伺いいたします。

一方、そもそもこのりんくうタウン事業は、関西国際空港を中心にした国際都市づくりの一端として計画されたものであります。その行き詰まりには、当初予想された関西国際空港の航空需要の不振や空港を含めた周辺地

域の経済政策のおくれなどが少なからず影響を与えていると言っても過言ではないと思います。

現在、大阪府では、地元関係自治体、経済団体と一体となって関西国際空港の第二期工事や関西空社のあり方などに関して国と連携しつつ検討を進めておられますが、今後この空港関連検討状況を踏まえ、りんくうタウン事業への支援も国に求めていくべきではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

教育の目的は、本来人と人の直接的触れ合いの中で互いに教育者となり学習者となって人格の完成を目指すことにあります。一人一人が持っているかけがえのない個性、無限の可能性を引き出しはぐくんでいく、それが教育の目的にほかなりません。

しかしながら、二十世紀までの教育に対する考え方は、富国強兵や経済大国の実現などのため、言いかえれば、教育以外の何かの目標達成のための手段としての教育観が一般的であったことは否めません。そして、このような教育を手段と見る考え方が、人間の手段視を正当化し、人間を国家やイデオロギーに隷属させる人間軽視、生命軽視の風潮を生んだ要因であると言えるのではないのでしょうか。

そうした視点に立って、我が党は、画一的な知識偏重型の教育から多彩な個性を開花させる知恵創出型の教育へ、手段としての教育から教育自体を目的と位置づける目的としての教育へ、今ほど教育の基本に立ち返った改革が必要なきはないと主張するものであります。

現在、教員の指導力低下が指摘されている中で、教員の資質向上が求められております。子供たちの心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼす教員には、社会人としての基本的素養は言うまでもなく、教育に対する情熱と幅広い見識を有した人材であることが求められています。そのためにも、まず教員として採用する時点で、資質や指導力、人間性等を重視することが必要であります。

したがって、教員の採用に当たっては、面接考査の拡充を行うとともに、有能な人材を幅広く採用するために、民間人の登用を初め年齢制限の緩和などの方策を講じることが効果的であると考えます。さらに、採用後には、初任者研修等を通じて教員としての資質向上を図ることはもとより、社会人としての幅広い視野を育成するよう今後とも研修の充実が望まれます。

しかし、昨今、一部の指導力不足等教員のことが新聞等で取りざたされていることについては、非常に残念なことであります。当然のことながら多くの教員は、地道に教育活動に取り組んでいることと思います。中でも、教育活動に熱心に取り組んでいるいわゆる熱風先生ともいべき教員も少なからずおられます。

文部科学省では、国公立を問わず、現場で独自のカリキュラムを取り組むことのできる研究開発学校の希望を募り、財政支援を行う制度をスタートさせました。こうして積み上げられた成果を分析し、情報の共有化を図ることによって、教育界全体の向上に資する動きは喜ばしいことであります。教育実践の成果を広く教員に周知し、再び現場へと還元していく環境をつくり上げることは、極めて有益であり、他の教員の頑張りを促し、個々の資質向上にも寄与するものと考えております。

また、教育実践活動報告会の開催など、そうした教員の存在を学校関係者だけではなく、幅広く保護者や府民にアピールする機会を設けることは、学校、教員に対する信頼を得る貴重な機会とすることができると考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

さらに、学校の教育力を高めていくために、現場でさまざまな試行錯誤が繰り返されているように、教員が互いに向上を図っていく取り組みを積極的に行っていくべきではないのでしょうか。一般企業においても、終身雇用や年功序列を軸とする日本企業型システムが限界に来ているように、よい意味での競い合いがなければ人間の集団は活性化しません。

学校教育の向上のために、教員同士が刺激し触発し合う場が必要であり、ともに切磋琢磨し、連帯感を深めながら学校の教育力を高めていく努力が不可欠であると考えます。すなわち、教員の資質向上を図るとともに学校を活性化する観点から、教員に異なる校種での指導を経験させる、例えば小中学校間、あるいは高校と小中学校間といった校種を超えた配置転換を行うことも必要ではないのでしょうか。教育長の所見をお伺いします。

一方、日々の教育活動の中で悩みを抱えている教員、いわゆる指導力不足教員については、教員OBを活用したカウンセラーの配置とともに、態様に応じたきめ細やかな支援や指導が必要と考えますが、これも教育長の所見をお伺いします。

ところで、教員の資質とともに重要なのは、管理職の資質であります。学校の自主性、自律性を確立し、特色ある教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めていく上で、校長の果たす役割は極めて大きなものがあります。学校経営の最高責任者としての素養を磨き登用後の研修もさることながら、任用に当たって、いかに清新でリーダーシップを備えたすぐれた人材を得るかが重要と言えましょう。このため、我が党は、以前から教職としての

経験の有無を問わず、柔軟な発想や企画力、教職員の力を結集できるすぐれたリーダーシップを持った人材を民間人から登用すべきであると提言してきたところであります。

現在、教育委員会では、府立高等学校長への民間人登用について検討されているようですが、教育問題が山積する中で高校改革が急がれていることを考えれば、その選考を早期に実施する必要があるのではないかと。さらに、民間人校長だけでなく、真に学校改革に意欲のある人材を積極的に発掘するため、従来の管理職選考にこだわらず、大胆に公募方式を取り入れるなど校長への多様な登用方法を構ずるべきと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

最後に、大阪府における犯罪対策についてお尋ね申し上げます。

まず、テロ対策についてであります。

先月二十三日、東京で、アメリカで起きた同時多発テロによる犠牲者を悼む米国テロ被害者追悼・お見舞いの会が、政府と社団法人日米協会の共催で開催されました。式場には、深い悲しみの中にも、国際社会が一致団結して今回の惨事を乗り越えようとする強い決意が満ちていたと聞いております。

世界は、冷戦の終結後、世界各地で民族主義が台頭し、紛争がより頻発する憂慮すべき事態が世界を覆っています。世界じゅうに武器が拡散し、破壊活動の規模も大きくなっております。二十一世紀を平和の世紀とするためには、平和と民主主義を破壊するテロ行為は断じて根絶させなければなりません。

この史上最悪の同時多発テロは、想像を絶する多数の死傷者が出ております。日本人も数多く事件に巻き込まれております。ブッシュ米国大統領は、会見で、自由そのものが正体不明のひきょう者によって攻撃されたが、自由は守られると言明するとともに、犯人を逮捕し処罰する決意を明確にしました。国際社会は、一致協力して背後のテロ組織を徹底的に追及しなければなりません。

さらに、日本国内での同種のテロを防ぐべく、事態の全容が判明するまで関係各機関は万全の警戒態勢を堅持すべきだと危機管理も求めております。同時多発テロが米国を標的としている以上、同盟関係にある日本もテロに巻き込まれる可能性は全くないとは言いきれません。大阪でも同じような事件が起こるのではないかとという府民の不安を少しでも解消するために、府内の危機管理体制について警察本部長の所見をお伺いします。

次に、今回のテロでは、イスラム原理主義過激派の犯行でないと言われておりますが、大阪府内においても、このような無差別に人々を不安に陥れ、社会を攪乱しようとする組織の把握はされているのでしょうか。警察本部長にお伺いします。

次に、大阪府内の犯罪対策の現状についてであります。

凶悪事件やひったくりなど大阪府における犯罪発生状況は、全国と比較しても高水準にあり、年々増加傾向にあります。しかし、犯罪発生数の増加により検挙率は低下し、検挙人員も決して多いとは思えません。これらの現状を踏まえての対策と検挙率等の低下要因について、警察本部長の所見をお伺いします。

このように、全国的に増加している凶悪犯罪やストーカー、児童虐待など新たな問題が生じ、以前にも増して警察の領域は拡大してきております。しかし、それらに対応するための警察の人員は、決して十分とは言えないのではないのでしょうか。

そこで、政府の警察職員政令定数枠が来年拡大されることから増員も期待できますが、一方では、大阪府で一般行政部門で三千名の職員削減を打ち出しており、大阪府警察本部として効率的な警察官の配置や合理化を進めなければなりません。具体的には、免許証の交付手続や交通安全関係業務など外部委託やOB職員の積極的な活用を図ることで、事務業務から本来の警察官業務に専念しなければなりません。対応可能な業務については、思い切った民活を進めることが必要であると考えますが、警察本部長の所見をお伺いいたします。

次に、大阪は、二十五年連続ワーストワンのひったくりを初め路上犯罪などが増加し、府民も、以前に比べ治安が悪化してきたのではないかと心配をしております。内閣府がことし六月に行った国土の将来像に関する世論調査の結果では、生活環境でよくなってほしいと望むものとして、治安のよさを挙げた人が大阪圏でも三〇%を超えております。

治安をよくするためには、それらの街頭犯罪の検挙はもちろんであります。犯罪の発生を防止するための防犯環境の整備とともに、府民の自主防犯意識の向上が不可欠であります。このような被害に遭わないための対策を自治体や民間ボランティア団体などの関係機関といかに図っていくかが重要と考えますが、警察本部長の所見をお伺いいたします。

最後に、微力ながら我が党も全力で大阪府政を支えてまいり所存であります。太田知事におかれましても、どうか強いリーダーシップを発揮され、山積している行政課題を解決し、時代の荒波を乗り切っていくことを期待し、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

議長（古川光和 君） これより理事者の答弁を求めます。知事太田房江君。

（知事太田房江君登壇）

知事（太田房江 君） 公明党大阪府議会議員団を代表されましての鈴木議員からの御質問にお答えを申し上げます。

まず、行財政改革に取り組む私の決意についてお尋ねをいただきました。

私は、行財政改革を不退転の決意で進めるに当たりまして、見直すべきものはいさかもたじろぐことなく、やるべきと信ずることはためらうことなく、二十一世紀型の価値観に即した柔軟で機敏な行財政のスタイルを大阪からつくり出していくことが、私の責務であると考えております。

東京一極集中が加速される中で、大阪の元気をよみがえらせ、大阪再生をなし遂げるには、府政の構造改革なくしてなし得るものではありません。これは、ひとり大阪の問題ではなく、関西が培ってきた産業、文化を守り育てていくことにひいてはつながるといふふうに確信をしております。

今後、行財政計画を推し進める中で、困難なハードルも乗り越えていかなければなりません。これまで培われた大阪の英知を結集して、産業経済の再生、都市の再生、そして八百八十万府民の一人一人が生き生きと光り輝くことのできる大阪を実現したいと決意いたしております。

小泉総理は、恐れず、ひるまず、とらわれずというふうにおっしゃっているようですが、私は、大阪でありますので、一言でやりませと、こういうことで決意をあらわしたいと思っております。

次に、本計画案における税収の見込みにつきましては、お示しのとおり現行税制をベースに、今後三年間の伸び率をゼロと見込み、十七年度以降については、昨年策定した大阪二十一世紀総合計画において大阪経済の長期経済見通しのうち最も低いケースの経済成長率であります一・三%を用いて見込んだものでございます。しかしながら、税収の見込みを初め歳入見込みにつきましては、行財政運営を円滑に進める上で重要な柱でありますから、絶えずその精査、見きわめを行うとともに、今後経済情勢に大きな変動が生じた際には、さらなる行財政改革の推進を図るなど府政運営に支障が生じないように万全を尽くしてまいります。

また、本府が財政を立て直し再生を図るためには、みずからが財政再建に向けできる限りの努力を行うことに加え、現行の地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠であると認識をしております。こうした認識のもと、行財政計画案では、地方税については、国から地方に税源を移譲するとともに、中小法人や経済動向に配慮した上で法人事業税に外形標準課税を導入し、税収の安定的確保を図るべきであること、また国庫補助負担金や地方交付税については、税源移譲や地方に対する国の関与の見直しとあわせて適切な見直しが行われるべきであることとの考え方をお示ししました。また、これに基づく財政効果のシミュレーション結果もお示しをしたところであります。本府としては、今後、府議会を初めとして各方面の御意見を伺いながら、さらに検討を深め、国に対する要望、提案に生かし、地方税財政制度の抜本的改革の実現に向けて一層努力をしまいたいと思っております。

次に、一般行政部門における三千人の削減については、現在の厳しい財政状況の中で府自身のスリム化を強力に進めていく必要がありますことから、今般行財政計画案に盛り込んだものでございます。

今後、三千人削減の具体化に向けましては、府民の理解を得ることが何よりも重要であると認識をしております。ITを活用することにより府民サービスの向上に積極的に取り組みますとともに、IT化による事務効率化やアウトソーシングといった手法も活用するなど、できる限り府民サービスに配慮した効率的な府政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行財政計画案におけるパブリックコメントにつきましては、素案公表後一カ月間、パブリックコメント手続によって約二千四百件、項目にして六百七十項目の御意見をちょうだいいたしました。府民の皆様方に心より感謝を申し上げますとともに、行財政改革に対する府民の関心の高さを改めて痛感いたし、改革への決意を新たにいたしました。

その取り扱いについては、二十四項目については案へと反映をし、そのほかにも、今後の府政運営に生かしていくべき、この計画を大いに生かしてほしいという御意見などがおおむね百項目ございました。

また、いただいた意見の中には、パブリックコメント手続として規定してあることにそぐわないもの、例えば理由を付さない単なる賛否の御意見ですとか、あるいは計画に直接関連しないものなども多数ございましたけれども、計画に対するパブリックコメント手続を通じて府民とのコミュニケーションに努め、府政に対する御理解をより深めていただきたいという思いから、広く計画へのパブリックコメントとして受け付けたところであります。その結果、残る五百五十項目を含めたすべての項目それぞれについて、府の考えをお示しすることにいたし

ました。

本府といたしましては、こうしたことを通じ、さらに多くの府民の皆様方に行財政計画案について関心を持っていただきますとともに、今後とも計画案の内容や考え方を常に幅広く御説明して、府民の御理解と御協力、これをいただけますように努めながら、その具体化に向かっていきたいと考えております。

次に、再生予算枠についてであります。厳しい財政状況のもとでも、大阪が直面する諸課題に着実に手を打っていくためには、将来も見据えながら府民ニーズを的確にとらえ、真に必要な施策を見きわめていく選択と集中という考え方が、あるいは戦略が必要であるというふうに考えております。再生予算枠は、この理念を実践するために私が設けることにいたしました。

具体的な重点方針や指示は、新たに設置をいたします再生戦略会議の場で私自身が行ってまいりますけれども、これまでのように各部局から上がってきた案をもとに調整するというやり方は、百八十度転換したいというふうに考えております。つまり、私自身が今やるべきことはこれだというふうに確信をするテーマ、課題、これを絞り込む。例えば、府民の皆さんの安心につながるといった観点から絞り込んで、これをトップダウンで明らかにするというようなことも一例でございますけれども、こういう形で明らかにし、そして部局の壁を超えて横断的な取り組みを引き出すなどにより施策の相乗効果を高めるといふ、このようなやり方を採用したいと思っております。

従来の予算編成のプロセスを覆す手法ではありますが、選択と集中という考え方を徹底するために、このようなやり方をとっていきたくておるところです。これによって再生予算の額そのものはそう大きなものではなくとも、大阪の元気によくきくパンチのきいたそういう政策を打ち出していきたいと考えております。

次に、出資法人の統廃合についてであります。法人を取り巻く経営環境が厳しさを増し、府の財政が危機的状況にある中で、従来の見直しにとられないさらなる改革が必要であると考えております。このため、府のかかわりの深い七十九の法人、指定出資法人について、法人の存立意義や目的、府が法人に事業を委託することの効率性、これらを踏まえて法人設立の原点に立ち返った総点検を行ってまいりたいと存じます。

こうした法人の改革に当たりましては、事業を徹底的に見直した上で、法人の必要性やこれを活用するメリットを精査し、役割を終えた法人は廃止し、統合によって府民サービスの向上や効率化が見込まれる法人は積極的に統合してまいりたいと考えております。

この考え方に基いて、行財政計画案に二十七の法人の今後の見直し方針をお示したところでありまして、当面、今年度末を目途に財団法人大阪府ポートサービス公社の解散や財団法人大阪府博物館協会と大阪府文化財調査研究センターの統合などの取り組みを進めてまいります。さらに、今年度末までに集中取り組み期間内の法人改革について、できるだけ具体的な目標をお示しできるよう努めてまいります。

次に、公の施設の改革についてであります。府民ニーズの変化や費用対効果、市町村との役割分担や民間施設の整備状況などの観点から、府として施設を保有する必要があるかないか精査をして、施設ごとの特性に応じ廃止、民営化を含めて抜本的な見直しを行います。また、民間活力の活用による効率的運営やNPOなど府民との協働による運営についても、積極的に進めていくことにいたしております。

また、行財政計画案の作成に当たりましては、公の施設の利用状況や運営経費などのデータとともに現時点でのあり方の基本方向をお示しして、パブリックコメント等を通じ多くの府民の皆様方の御意見をいただいたところであります。

今後、公の施設の改革プログラムを今年度中に取りまとめ、各施設のあり方や当面三カ年の施設ごとの費用節減、利用拡大等の達成すべき数値目標について、どうしてそうなったのかという考え方なども含めて広く府民にお示しをしております。

次に、都市再生につきましては、国において二十一世紀型都市再生プロジェクトを選定するため、本年の五月、都市再生本部が設置されたことから、私が先頭に立ちまして経済再生を基軸とした提案を取りまとめ、大阪市や経済界などとも連携をして、都市再生本部はもとより、各省の大臣、経済財政諮問会議に参画をされている産学官のメンバーなどに直接働きかけを行ってまいりました。また、府議会の先生方はもとより、お示しのように大阪府選出の国会議員の先生方にも力強い御支援を賜ったところでございます。

その結果、広域防災拠点の検討に加えて、八月の第二次決定において関空二期の整備、新しい環状道路の整備、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成が都市再生プロジェクトとして決定をいたしました。さらに、概算要求の中でも、ライフサイエンスの研究や御指摘のあった低公害車普及促進対策など本府が提言したさまざまな内容が盛り込まれたところでございます。

今後とも、御堂筋の再生など都心部の活性化やインナーエリア、ベイエリアの再生など大阪の再生にとって残

された重要なテーマについて、これがプロジェクトに盛り込まれるように、さらに国に働きかけを行ってまいりますとともに、国や近隣府県、経済界などと適宜適切に連携をとりながら、決定されたプロジェクトの推進、具体化に向けて積極的な取り組みを進めてまいります。

次に、市町村合併についてですが、本格的な地方分権時代の到来を迎え、今後市町村がますます増大をしていくその役割を担い得るように、行財政基盤の強化を図るとともに、住民の日常生活圏の広がりに対応していくため、自主的な市町村合併を推進していくことは大変重要だと認識しております。現在、府内においては六つの地域で研究会が設置をされておりまして、合併の効果や課題、さらには将来のまちづくりビジョンについての調査研究が進められ、また合併問題をテーマに地域住民と懇談をするなど、より踏み込んだ取り組みを進めているところもございます。

お示しのように、合併特例法の法期限等を考慮しますれば、今年度から来年度が非常に大事な時期であるということは御指摘のとおりです。このため、昨年末に具体的な合併パターンを示しました推進要綱を策定したのに引き続きまして、今年度は、府内五地域においてシンポジウムを開催するとともに、七月には、府政のあらゆる分野で市町村の取り組みを支援するため、市町村合併支援本部を設置いたしましたところでありまして。

このたび国におかれましては、関係省庁が連携をして、合併によるまちづくりを支援するためのプランを取りまとめられたところでありまして、今後本府としては、これらの支援策も有効に活用しながら、市町村の取り組み状況を踏まえつつ、地域での取り組みが一層促進されるように全庁挙げて支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、大阪府、市の連携につきましては、これまでも私と大阪市長とで定期的に懇談会を開催し、大阪都市圏の抱える主要課題を検討いたしますとともに、産業再生など個別分野の課題についても、府市協調による取り組みに努力をしております。

しかし、お示しの二重投資、二重行政の問題のほか、鉄道を初めといたします広域交通の問題や物流対策、あるいは大阪都心部の中核機能強化など大都市特有の課題を解決し、大阪の再生を実現するためには、今後さらに連携を強化していく必要があります。

さらに、既存の地方自治制度にとらわれることなく、大都市大阪の実態に即した自治システムのあり方について研究していく必要があると考えております。このため、新しい大都市自治システムについて、副知事、助役をトップとする府市共同の研究会を十一月にも発足させることにいたしました。この研究会において、どのような制度が大阪都市圏の発展のため最もふさわしいのか、各種の制度や構想について、そのメリットやデメリットなどを府民の皆様にお示しするなど積極的な情報の提供にも努めて、大阪都市圏にとって適切な自治システムについて住民の立場に立ち検討を続け、二、三年のうちにも御提言を申し上げたいと思っております。

次に、大阪エコエリア構想についてお答えいたします。

お示しのとおり、大阪都市圏の再生と活性化を図るには、資源循環型社会の構築が不可欠であると考えております。

本府では、リサイクル施設の整備や環境関連産業の振興を図り、あわせて自然と触れ合う場の創造を目指した大阪エコエリア構想を国の都市再生本部に提案をいたしましたところでありまして。本年九月には、構想推進に向けた検討を行う庁内推進会議を設置し、構想策定の準備作業として、民間事業者のリサイクル技術の現状や課題、参入意向の調査等に着手をいたしましたところでありまして。

今後、さらに民間事業者の参入のための条件、手法等について、近畿経済産業局や民間事業者団体等との協力のもとに研究を行ってまいりますとともに、兵庫県を初め近隣府県等と協議会を設立しまして検討、調整を行ってまいります。これら調査の研究あるいは検討結果をもとに、平成十四年度を目途に大阪の特性に合った大阪エコエリア構想を策定してまいります。

次に、保育所待機児童対策についてでございます。

保育所待機児童の解消は、緊急かつ重要な課題でありまして、保育所の創設や分園の設置、定員を超えて入所できる措置の活用などによりまして、本年四月には昨年より約二千八百人の受け入れ児童数の拡大を図ったところでございますが、しかしながら、府民の保育所入所のニーズは依然として高く、待機児童が二千を超える厳しい状況が続いておりますことから、国の都市再生プロジェクトなどで示されました民間活力の導入ですとか、既存ストックの有効活用などによる取り組みをさらに推進する必要があるというふうと考えております。

お示しの認可外保育施設の認可化につきましては、設置主体の規制緩和等により、NPO法人を含む八施設が本年四月に開設をされました。また、既存ストックの活用につきましても、来年四月、府内で初めて小学校の余剰教室や府営住宅内の敷地を活用した保育所が開設する予定であります。府としては、今後ともこのような取り組みを積極的に進めてまいります。そして、これからの保育政策のあり方や保育サービスに関する数値目標につ

いて、新たに策定をいたします子供施策に関する総合的なプランの中で明らかにして、市町村との連携のもと、国の制度も十分に活用しながら、待機児童の早期解消、そして大都市特有の多様な保育ニーズへの対応、これらに全力で取り組んでまいります。

次に、大阪産業の再生については、我が国の景気が長期低迷し、とりわけ大阪が厳しい状況にある中で、昨年九月に具体的な行動計画として大阪産業再生プログラム案を策定いたしました。その後も日本経済全体が厳しい状況にあり、とりわけ中小企業を取り巻く環境が悪化をしておりますことは、御指摘のとおり私も強く認識をいたしております。

そのような厳しい状況ではございますが、プログラム案に盛り込んだ百四十八施策のうち既に百四十二施策に着手をし、現在着実に推進を図っております。例えば、ベンチャー企業への資金調達の可能性を広げるエンゼルファンドについては、既に総額で約六十億円のファンドが創設をされまして、投資を開始いたしました。また、大阪TLOについても、本年七月に大阪大学、大阪府立大学、関西大学等の中核八大学にコーディネーターを配置し、本格的に業務を開始するなど、創業や経営革新に向けて広範な施策を展開しつつあるところであります。

御指摘のように、施策の実施に当たっては、経済、社会情勢の変化にタイムリーに対応することが必要でありますから、プログラム評価委員会の評価なども受けながら、より効果の高い創業や経営革新等について、あるいは中小企業を取り巻く状況変化に対応できるようにスピード感を持って弾力的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

さらに、プログラム案を推進していく上では、バイオ情報ハイウエーを初めとする大阪都市圏再生戦略との有機的な連携も重要でありますから、バイオ関連等国に必要な予算措置を求めつつ、これらを一体的に推進することによってより大きな経済効果を目指してまいりたいと存じます。

狂牛病問題については、府民の健康と安全な食生活を脅かす極めて重大な問題と認識をしております。このため、府としては、国の発表を受け、直ちに関係団体や庁内関係部局の連携体制を確立いたしますとともに、本日総合的な相談窓口としてのホットラインを設置いたしました。府民への正確かつ迅速な情報の提供を実施していくべく体制の整備を図っております。

また、府内で牛を飼育されている全農家を巡回して、すべての牛の健康調査や使用している飼料の調査等を行いまして、速やかにその結果も公表してまいりました。

食肉の安全確保につきましては、府の二カ所の食肉衛生検査所における検査体制を速やかに確立してまいります。

また、御指摘のように狂牛病の発生メカニズムや感染経路等を明らかにすることが必要でありますので、国に対しその徹底究明を求めてまいりますとともに、今回の事態で影響を受けた生産者、食肉事業者、その他関連事業者に対するきめ細かな緊急融資など、実効ある支援策を強く要望してまいります。

次に、松原食肉地方卸売市場については、平成元年に府、松原市、地元業界の出資による第三セクター市場として開場し、大消費地におきます屠場併設の食肉地方卸売市場として、新鮮で安全な食肉の供給を行い、府民の食生活の向上に大きく寄与をしております。また、当市場は、全国で第八位の集荷頭数を維持しております。0-157対策はもとより、オンラインによる衛生的な食肉処理施設をいち早く導入するなど、我が国の食肉卸売市場の近代化に先導的な役割を果たしてきた重要な市場でもあります。

しかしながら、平成三年の牛肉の輸入自由化に伴い集荷頭数が減少したため、平成七年度に中期収支計画を策定し、官民一体となって経営の改善に努めてまいりましたけれども、残念ながら目標達成には至りませんでした。このため、今回、議会にお示しをさせていただいております府内食肉地方卸売市場の再編整備案を策定いたしまして、松原、羽曳野両食肉地方卸売市場を集約の上、市場規模を生かした民営市場として再編を図ることといたしております。

新市場の運営に当たっては、経営主体において産地肥育や加工業務などの新たな収益事業に取り組むとともに、経費の節減など経営の効率化に努めて自立した経営を行うこととしておりますが、府としては、集約民営化市場が成り立つための道筋をつけることが必要であることから、一定の公的支援を行ってまいりたいと考えております。当再編整備案では、一定期間に府の補助金や貸付金の支援を行うこととしているため、公的支援に伴う経営内容の透明性の確保が必要になります。このため、府としては、補助金等の執行時における検査や毎年の卸売市場法に基づく業務監査などを通じて経営内容の把握に努め、適切に指導してまいりたいと存じます。

なお、現在、株式会社松原食肉市場公社は、松原市や在阪金融機関から支援を得て運営をしておりますが、府として、再編整備に当たっても松原市に対し応分の支援を求めることにしております。

また、新市場への金融機関のかかわりについては、収支等経営の健全化に向けたさまざまな課題を解決するため、関係業界や地元市などで構成をされます松原・羽曳野食肉地方卸売市場再編等推進協議会の場においてあわせて検討を進めることにいたしております。

次に、文化、芸術の振興についてであります。

本府においては、大阪二十一世紀の総合計画で、人が集い文化が花開く大阪を大阪の将来像の一つとして掲げており、今回の行財政計画案においても、文化の振興なくして大阪の再生なしとの認識のもとで、文化の振興を重点的に取り組む施策として位置づけております。現在、学識経験者などによります大阪府文化懇話会において、文化振興のあり方について御議論をいただいておりますけれども、今後懇話会の御提言を踏まえ、大阪府文化振興アクションプランを策定して、施策の具体化を図ってまいりたいと存じます。

なお、御提案をいただきました青少年などが低料金でオーケストラなどの舞台芸術を鑑賞できる制度や、公立文化施設を活用して新進芸術家を発掘し育成する制度については、大阪文化の担い手を育成していく上で効果が大きいと考えられますので、早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

また、芸術文化活動に対する寄附についても、今後の文化振興を支えるために不可欠な手段であり、企業や個人に対する呼びかけを行いますとともに、さらに制度の拡充を国に対して要望してまいりたいと存じます。

次に、りんくうタウンについてであります。

企業局事業については、負の遺産をこれ以上後の世代に負わせるのではなく、今大胆にその処理を行い、府政の構造を転換し、大阪再出発の礎を築くことが必要であり、不退転の決意で臨む覚悟であります。

この中であって、りんくうタウンの活用、分譲を促進することは、企業局事業の収束に当たり大きなウエートを占めており、かつ大阪経済再生の起爆剤とすべきとの観点からも、府政の最重要課題の一つというふうに認識をしております。こうした中で、企業誘致の促進を図りますために、既に全庁的な体制として関係部局で構成する誘致推進協議会を立ち上げておまして、八月には、企業局においてりんくうタウンへの企業誘致活動の一層の拡充を図るために、りんくうタウン企業誘致推進本部も設置いたしました。このように体制整備を図り、企業誘致促進に邁進をしているところであります。

今後、一層効果的に企業誘致活動を推進するためには、情報が集中する首都圏を初め、全国、海外など多様な情報チャンネルを確保することが重要になりますから、本府の東京事務所や海外事務所はもとより、産業関係機関、企業のキーパーソンやそのネットワーク、さらに不動産事業者等の専門ノウハウなども積極的に活用をしていきたいと考えております。

りんくうタウンは、関西国際空港と一体となり大阪、関西の新たな発展に向け整備を進めてきたものであります。しかしながら、りんくうタウン活用方策検討委員会の提言でも指摘されておりますように、これまで経済、産業政策的な視点、位置づけ、それから支援策が乏しかったことが、バブル経済崩壊の影響等とあわせて、りんくうタウンへの企業進出等が進捗しなかった大きな原因となってきたというふうに認識をしております。

また、りんくうタウンの活性化に向けましては、国の航空政策として、関空の国際ハブ空港機能の強化を図るとともに、地元としても空港利用と連携した産業立地の促進を図ることが重要であります。このため、まず先日発表しましたりんくうタウンの活用方針と事業計画の見直し案において、関空活用を踏まえた産業政策上の位置づけを明確にいたしますとともに、泉南市りんくうタウン南、中地区を産業集積促進税制の適用地域の第一号に指定し、立地企業に対する補助制度の拡充を図るなどの措置を講じたところでございます。

さらに、過日泉佐野市におきまして、企業立地を促進する支援制度が創設されたことに伴いまして、同地域へも産業集積促進税制について直ちに適用をしてみたいと存じます。

また、りんくうタウンへの企業誘致の一層の促進を図るには、いわゆるF A Z法、ベイ法に係る現行制度以上の国の支援策がぜひとも必要であるとの認識のもと、本年度からその抜本的な改正等を提案、要望いたしております。今後とも全力を挙げてその実現に向け国に働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

議長（古川光和 君） 生活文化部長竹山栄治君。

（生活文化部長竹山栄治君登壇）

生活文化部長（竹山栄治 君） 出会い系サイトへの対策についてお答えいたします。

パソコンや携帯電話等のいわゆる出会い系サイトに関連いたしまして、青少年が犯罪に巻き込まれるケースが

最近多発しておりますことは、極めて憂慮すべき事態と受けとめております。

府警察本部の調べによりますと、大阪におきましても、平成十二年度には、児童福祉法や児童買春禁止法等により六件、十二名が検挙され、八名の被害児童が保護されておりますが、平成十三年は、上半期だけでも四件、十五名が検挙され、九名の被害児童が保護されているという状況で、増加傾向が顕著になってきております。このため、現在警察本部や教育委員会とともに、犯罪の防止や青少年の健全育成の見地から、その対策について検討しているところでございます。

当面の措置といたしまして、出会い系サイトの運営管理者やその媒体となっておりますインターネットのプロバイダーに対しまして、犯罪を誘発、助長するおそれのある記載の削除や、利用に当たっての注意の表示等を早急に要請してまいりたいと考えております。また、雑誌等で出会い系サイトの広告を取り扱っております事業者に対しましても、同様の広告の自粛を働きかけてまいります。

さらに、出会い系サイトの危険性やインターネットの適切な利用方法についての啓発リーフレットを作成いたしまして、学校や地域の青少年育成関係者を通じて、子供たちや保護者に周知を図ってまいります。

今後とも、警察本部や教育委員会と緊密な連携を図りながら、技術的な側面や法制度面を含めたさまざまな角度から積極的に対策に取り組んでまいりたいと存じます。

議長（古川光和 君） 健康福祉部長高杉豊君。

（健康福祉部長高杉豊君登壇）

健康福祉部長（高杉豊 君） 保健所のあり方についてお答えいたします。

まず、保健所再編の経緯についてでございますが、平成六年七月に地域保健法が改正され、住民に身近な保健サービスは市町村で、広域的、専門的なサービスは保健所で実施することとなり、あわせて保健所の所管区域についての基本的な方向が示されたところでございます。

さらに、平成七年七月の大阪府衛生対策審議会答申を踏まえ、平成九年三月に条例を改正し、施行日である平成十二年四月より十五保健所、十四支所の合わせて二十九の府民健康プラザとしたところでございます。

しかしながら、府の財政の危機的状況の深まる中で、出先機関の組織をスリム化し、一層効果的、効率的な府民サービスの提供を図ることが必要となり、再編後一年余りしか経過していない中ではございますが、今回の行財政計画案において、支所の保健所への統合をお示したところでございます。何とぞ、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

この間、市町村におけるサービス提供基盤は、府内の全市町村で保健センターが整備され、保健婦数も市町村が府を上回るなど、着実に強化されてまいりました。また、保健所業務を改めて検討いたしましたところ、保健所と支所とに分かれている保健婦等のマンパワーを集積することで、感染症や食中毒等の健康危機に迅速に対応し、チームによる専門的な相談指導を充実して、より効果的、効率的な事業実施が図れるものと判断するに至ったものでございます。

なお、現在の支所業務につきましては、引き続き府の保健所で実施することから、市町村に人員確保や財政負担の問題が生じることはなく、また業務内容によりましては、保健所から地域に出向いて事業を行うなど、住民サービスの低下につながらないように工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

また、地元等に対しましては、行財政計画素案公表の際に、支所に関係する各市町や関係団体に御説明をいたしますとともに、市町村の保健福祉担当部長等の会議や関係団体の会合等の場においても理解を得られるよう努めてまいりました。

今後とも、地元市町や関係団体に十分に御説明をいたしますとともに、市町村に対する技術的支援等を行うことなど連携を強化し、府域全体の保健サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

議長（古川光和 君） 環境農林水産部長末吉徹君。

（環境農林水産部長末吉徹君登壇）

環境農林水産部長（末吉徹 君） 循環型社会の構築についてお答えいたします。循環型社会の構築のためには、徹底したごみの分別収集とリサイクルを促進することがとりわけ重要でございます。

本府では、容器包装リサイクル法に基づく大阪府分別収集促進計画を策定し、市町村の分別収集を促進してまいりました。また、府民、事業者、行政等で構成いたします大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議を活用して、リサイクルフェアの開催や啓発リーフレットの配布などにより、市町村等とともにリサイクルに対する府民意識の向上に努めてきたところでございます。しかしながら、府域のリサイクル率は平成十年度で七・四%でございまして、全国平均の一・一%に比べまだまだ低く、資源の循環的利用が有効的になされているとは言えない状況にございます。

また、各市町村の分別方法やリサイクルの取り組みは、処理施設の整備状況や財政状況等の諸事情に応じて異なっておりますため、ごみ処理広域ブロック別にリサイクル率を見ますと、最も低い大阪ブロックが二・七%、最も高い南河内ブロックが一・八%となっております。地域間で差があることは御指摘のとおりでございます。このため、本府といたしましては、広域的な連携による取り組みを促進するため、府内六つの広域ブロックにおきまして、ごみ減量化目標や分別収集の統一化のための標準的な分別の基準などを定めた計画を市町村とともに順次策定してきたところでございます。

今後は、この計画に基づきまして、処理施設の共同整備や共同利用など、市町村が相互に連携協力して減量化、リサイクルを推進できますよう積極的に市町村間の調整や技術的援助に努めてまいりたいと存じます。

議長（古川光和 君） 土木部長田村恒一君。

（土木部長田村恒一君登壇）

土木部長（田村恒一 君） 間伐材の活用についてお答えいたします。

本府では、平成九年度に環境農林水産部と土木部で間伐材利用推進庁内連絡会を発足し、その利用促進に取り組んでおります。また、本年五月には、いわゆるグリーン購入法に基づく大阪府グリーン調達方針が策定され、全庁的に直径の小さい丸太材について間伐材の使用を推進することとしております。

これまでの実績でございますが、河川工事や砂防工事におきまして、千里川の低水路護岸工や槇尾川の階段護岸工、飯の峯川砂防ダムなどで間伐材の活用を図ってきたところでございます。

道路工事におきましても、一般国道一六六号のり面補修工や、府道土丸栄線での歩道植栽工、また府営公園では、樹木の植栽に使用する支柱を初め、ベンチや階段、木さくなどに活用してまいりました。

今年度につきましても、引き続き安威川での木工沈床による根固め工や川合裏川砂防ダム、府道と歌山貝塚線における歩道植栽工、また山田池公園やせんなん里海公園での樹木の支柱や木さくなどに活用してまいります。

森林資源の有効活用は、環境に優しい公共施設の整備に資することはもとより、森林環境の保全や林業の振興、発展に寄与するものでございます。今後とも、グリーン購入法の趣旨も踏まえ、土木事業における府内産の間伐材の使用につきましても、関係部局と連携しながら、強度や耐久性等の観点から利用可能な工事を選定し、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、大阪都市再生環状道路についてお答えいたします。

本道路は、大阪市外縁部において環状に高速道路ネットワークを形成するものであり、大阪の都市再生を図っていく上で重要な役割を担うものと考えております。このため、知事を先頭に都市再生本部を初め国の関係部局などに対しまして、その実現を強く働きかけてまいりました結果、第二次都市再生プロジェクトに位置づけられたものでございます。

この環状道路の具体的な整備効果についてのお尋ねでございますが、これまで都心部を通過していた交通量が約四割削減され、交通渋滞が大幅に緩和されますとともに、京都へは第二京阪道路、神戸へは阪神高速湾岸線を介しまして、京都、大阪、神戸を連絡する新たな都市軸が形成され、都市間の交流、連携がより一層強化されることとなります。

また、道路を地下構造とし、その上部空間を活用することや、スーパー堤防との一体整備によりまして、緑豊かな都市空間が創出されます。

経済波及効果につきましては、建設中及び供用後を合わせ約四兆七千億円と推計されております。環境改善につきましては、年間約二百トンの窒素酸化物、約八万トンの二酸化炭素の削減効果も推計されているところでございます。

本府といたしましては、現在事業中の阪神高速大和川線や淀川左岸線の整備促進、並びに淀川左岸線延伸部の都市計画決定などにつきましても、事業者や国はもちろんのこと、大阪市を初め沿線の関係地元市と緊密な連携を

図りながら、都市再生環状道路の実現に積極的に取り組んでまいります。

議長（古川光和 君） 建築都市部長石川哲久君。

（建築都市部長石川哲久君登壇）

建築都市部長（石川哲久 君） 住宅対策についてお答えいたします。

お示しのように、高齢者の居住の安定確保に関する法律では、公共の支援のもとに、新たな制度である高齢者向け賃貸住宅に民間事業者が積極的に参画することが期待されております。このように住宅施策におきましても、成熟社会を迎え、多様な府民ニーズに適切にこたえるためには、公共がすべての役割を担うのではなく、民間ができる部分は積極的に民間の力を活用することが重要になってくるものと認識いたしております。

府営住宅の建てかえにおきましては、これまで良好なコミュニティの形成とまちづくりを進めるために、公共が主体となりまして住宅供給公社の住宅や市町村と連携した社会福祉施設などの導入に努めてまいりました。

お示しの民間の企画力や資金力などを生かしたPFI的建てかえ手法や、定期借地権方式などを活用いたしますことは、財政負担の軽減にも寄与するものと考えられます。このため、現在老朽化した中層住宅団地につきまして、地価等の現状、高度利用の可能性、民間企業の参加条件などを調査いたしているところであります。

今後、コレクティブハウスや保育所などの多様な住宅や生活支援施設の導入を図ることによりまして、一層良好なコミュニティが形成されるよう、民間活力を生かした建てかえ手法につきましてさらに検討を深めてまいります。

議長（古川光和 君） 企業局長芝池幸夫君。

（企業局長芝池幸夫君登壇）

企業局長（芝池幸夫 君） りんくうタウンの分譲単価の設定根拠等についてお答えいたします。

今回のりんくうタウンの活用方針及び事業計画の見直し案におきましては、事業収支見通しの前提条件として、商業業務ゾーンの分譲単価については平米当たり三十六万円、工場ゾーン等その他のゾーンの分譲単価につきましては、平米当たり七万円から九万円と見込んでおります。

これら単価につきましては、分譲可能性のある単価として、周辺の土地価格の動向、専門家による各ゾーンの標準的な土地についての鑑定評価などをもとに今後十年間を見据え設定したものでございます。企業誘致を取り巻く環境には非常に厳しいものがございますが、こうした価格の設定と、空港への近接性やすぐれた交通アクセス、整ったインフラといったりんくうタウンの持つすぐれた立地条件を加味いたしますと、市場競争力は備わったものと認識いたしております。

こうした中、現在一万社ローラー作戦の誘致活動を展開しておりますが、このたび、平成十年四月以降分譲の途絶えていた商業業務ゾーンに土地購入による進出意欲を表明した企業があらわれるなどの効果も生じつつあります。今後とも、計画どおり売り切るため、全力を尽くしてまいりたいと存じます。

議長（古川光和 君） 教育長竹内脩君。

（教育長竹内脩君登壇）

教育長（竹内脩 君） 教育改革、特に教職員の資質向上に関して、お示しの四点についてお答えいたします。

まず、教育熱心な教員の取り組みを府民や保護者へアピールする機会を設けてはどうかという御提案をいただきました。

熱心に教育活動に取り組み、すぐれた成果を上げている教員につきましては、府教育センター等で実施しております教職経験者研修、また課題別、教科別などの研修、さらに教育研究フォーラムにおきまして、日ごろの実践の成果を発表する機会を設け、その成果を教職員全体で共有し、教員一人一人の日常の教育活動に反映されるよう努めているところでございます。

これらとは別に、保護者や府民の方にも参加していただく機会といたしましては、昨年度、道徳的実践活動推

進事業の成果を発表する場として子どもフォーラムを実施し、参加校のすぐれた実践を見ていただいたところでございます。

さらに、小学校と中学校が連携しながら基礎、基本の確実な定着と学力の向上を目指した取り組みとして、今年度から「明日を拓く学校づくり推進事業」を行っておりますが、この取り組みの一環として、保護者、府民や学校関係者を対象とする第一回研究フォーラムを十二月に開催し、モデル中学校区の研究成果等を報告する予定でございます。

今後とも、すぐれた教育実践を発表する場への保護者や府民の参加機会の拡充について検討してまいりたいと存じます。

次に、教員の校種間異動についてでございますが、教員としての経験を豊かにし力量を高めるという観点から、これまでも主に小学校と中学校の間で進めてきたところでございます。今後は、教員個々の指導力や適性を見きわめながら専門分野や得意分野を生かすとともに、児童生徒に対する系統的な学習指導や生徒指導の充実を図る観点からも、校種を超えた教員の活用を積極的に進めてまいりたいと存じます。

次に、指導力不足等教員に対する支援、指導についてでございますが、府教育センターにおきましては、生徒指導や学習指導に行き詰まり、さまざまな悩みを抱える教員に対しまして、電話や来所による幅広い相談を実施しますとともに、指導力不足等教員に対しましては、教員個々の態様に応じた研修を通して支援と指導を行っているところでございます。今後とも、御指摘のように、退職校長を初めとする有能な教員OBを活用し、さらなる支援と指導の充実を図ってまいりたいと存じます。

最後に、民間人校長の登用についてでございますが、管理職とりわけ校長の資質は、学校改革を初め学校の活性化を図っていく上で極めて重要であります。そのため、校長の任用に当たっては、真に意欲のある適材を登用するためのさまざまな工夫改善を行うことが必要であると考えております。

府立高等学校長への民間人の登用につきましては、平成十五年度当初の登用を目指し、この間、人材の選定方法や任用形態、また処遇などの検討を進めてきており、現在それらの細部事項について最終的な調整を図っているところでございます。条件が整い次第、平成十四年度当初の着任も視野に入れた選考を早期に実施してまいりたいと存じます。

また、学校改革への創意と熱意、さらには実行力に満ちた人材を校長として登用するために、お示しのように、多様な登用方式を導入することが有効であると考えております。このため、従来の所属校長の推薦に基づく選考とは別に、広く教頭や指導主事等がみずから学校改革に向けた経営ビジョンを示して名乗りを上げる方法を取り入れるなど、新たな方式による校長選考も、平成十四年度当初に向けて今年度あわせて実施してまいりたいと存じます。

議長（古川光和 君） 警察本部長奥村萬壽雄君。

（警察本部長奥村萬壽雄君登壇）

警察本部長（奥村萬壽雄 君） 初めに、大阪府警のテロ対策についてお答えをいたします。

まず、今回のアメリカにおけるテロ事件のような旅客機を奪取した自爆テロに対しましては、これはハイジャックの防止対策を徹底することに尽きると考えております。今回の事件におきましては、発生直後から、府警本部に警備対策室を置きまして、関空と伊丹空港に機動隊を配置し、空港事務所、航空会社と協力してハイジャック防止対策を従前以上に徹底してきているところであります。また、八尾空港におきましても、小型航空機の盗難防止の対策をとっているところであります。また、北区所在の米国総領事館につきましては、機動隊を増強配置しまして、その他の米国関係施設の警戒も強化しているところであります。

さらに、府警といたしましては、今回のようなテロについてはもちろんであります。銃器や爆弾、化学兵器などを使用したテロの発生も想定いたしまして、府民の安全を確保するために、関連情報の収集に努めるとともに、機動隊等関係部隊の訓練も鋭意強化しているところであります。

次に、府内のテロ組織についてでありますけれども、今回のテロ事件に関しまして、警察庁や入国管理局等の関係機関との連絡を密にしながら、国際テロ組織、あるいはそのメンバーの情報につきまして全力で収集に努めているところであります。現時点におきましては、大阪府内にイスラム原理主義過激派のテロ組織が存在しているという事実は把握しておりません。

また、このような国際テロ組織のほか、極左暴力集団やオウム真理教等の治安を攪乱する団体につきましても、

その動向の把握に努めているところであります。

いずれにしましても、府警といたしましては、今後とも関係機関との緊密な連携をとりながら、テロ組織やその動向に関する情報収集を強化するとともに、ハイジャック防止対策の徹底や関係施設の警戒の強化など諸対策を推進いたしまして、テロの未然防止に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、増加する犯罪への対策についてでありますけれども、大阪府下では、昨年の刑法犯認知件数が二十五万件で過去最高でありますし、ことしになりましても依然相当増加している状況にあります。

府警といたしましては、鋭意犯罪の検挙に取り組んできているところでありまして、現在まで、侵入盗等のいわゆる重要窃盗犯につきましては、十二年連続で全国第一位の人数を検挙しておりますし、中でもひったくりにつきましては、十七年連続、全国第一位の検挙実績を挙げてきているところであります。また、捜査本部において捜査する重要凶悪事件につきましても、大阪府警の過去五年間の解決率は八四％でありまして、これは警視庁を含めた主要九つの都道府県警察の中で第一位となっております。

しかしながら、その一方で、府下におきましては、犯罪の発生そのものが激増しておりますことから、検挙率は低下をしておりますし、ことし八月末現在における刑法犯全体の検挙率は約一一％となっております。検挙率が低下している基本的な理由は、要は犯罪が急増いたしまして、それに捜査力が追いつかなくなっていることでもありますけれども、具体的に申しますと、犯罪が急増していることで、日々発生する事件へのとりあえずの対応に追われまして、犯人を検挙したり、あるいはつかまえてもその余罪を割り出したりする捜査に力を向けられなくなっている、あるいは警察への各種相談等が増加しておりますし、それらについてきめ細かに対応しておりますことから、事件検挙に踏み切る捜査力が減少している、さらに捜査が難しい来日外国人の犯罪がふえてきているといったことが挙げられます。最近における検挙率の低下は、このようなことが相乗的に作用した結果であると考えております。

こうした状況に対しまして、今年度は、府警といたしましては、本部のデスク部門、あるいは機動隊の削減によりまして人員を捻出をいたしまして、これを第一線警察署に増配置したり、警察署への捜査支援を行う刑特隊等を設置したり、また機動隊をひったくりの取り締まりに当たらせるといった諸対策を講じてきたところであります。

特に府民の身近な場所で発生をしておりますひったくり、あるいは路上強盗等の街頭犯罪につきましては、先月三日、本部に街頭犯罪特別取締隊を発足させまして、目下徹底的な検挙活動を展開しているところであります。

次に、警察業務の民活化とOB職員の積極的な活用についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、昨今刑法犯認知件数の増加に加えまして、ストーカー事案、児童虐待、ハイテク犯罪等の新たな課題が生じておりまして、また府民からも相談、要望も増加しております。全般に警察業務が増大している状況にあります。

府警といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、組織の合理化、人員配置の見直し等をぎりぎりまでやってきたところでありますけれども、民活という点で申し上げますと、これまで既に文書、物品の運送業務、それから違法駐車車両のレッカー移動や保管の業務、また運転免許更新時の講習業務等につきまして民間に委託するなどして、業務の合理化、効率化に努めてきたところであります。

また、警察OB職員の活用につきましても、現在、約七百五十人のOB職員を交番、窓口業務、また警察署の刑事課等で府民からの相談への対応、被害届を受け付ける事務をやらせてもらいまして、これによって警察官を現場活動に一人でも多く振り向ける努力をしているところであります。

今後とも、業務内容あるいはその処理方法の見直しを恒常的に行いまして、外部委託ができる業務については可能な限り外部委託を進めますとともに、OB職員の活用をさらに推進して、より一層の業務の合理化、効率化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、自治体や民間ボランティア団体等の関係機関と連携しての防犯対策についてであります。府民の方々にとりましては、犯罪の早期解決はもとよりでありますけれども、それ以上にそもそも犯罪の被害に遭わないことがより大切なことであると思っております。

府警も、これまで防犯意識向上のための広報啓発活動を行ってきたところでありますけれども、今後はさらにこれを進めまして、警察と自治体、関係機関、団体、民間ボランティア等とより緊密に連絡をとりまして、官民一体となって犯罪の被害に遭いにくい環境づくりを推進することが急務であると考えております。そのための具体的な対策としましては、道路、公園における犯罪を防止するために、防犯灯に一一〇番通報装置とか防犯カメラ等の機能を装備いたしました街頭緊急通報システム、通称スーパー防犯灯を設置していく、あるいは犯罪が多発するマンションや駐車場に防犯灯や防犯カメラを設置する、それから子供が犯罪被害に遭いそうな通学路、児

童公園等においてパトロールを強化したり防犯ベルを設置したりする、さらには防犯灯、街灯、これは大阪大変少ないわけですので、これをさらに増置しまして町を明るくしていくといったことにつきまして、警察と自治体を初め関係機関、団体、地域住民が一体となって推進をしているところでありますけれども、今後とも一層こうした活動を展開してまいりたいと考えております。

また、安全で安心して暮らせる町をつくっていくための仕組みの一つといたしまして、犯罪被害防止のための新たな条例について、来年二月府議会上程を視野に入れて今知事部局とともに検討しているところでありますけれども、この条例は、まさに今申し上げた警察と自治体や関係機関が一体となって防犯活動をやすくするためのものにしたいと思っております。

しかし、いずれにいたしましても、こういう防犯活動というものは、警察や自治体等関係機関だけが力を入れるだけでは不十分であります。議員から御指摘がありましたように、やはり府民の方々の自主的な防犯意識の向上といいますか、自分で自分の身を守る最低限のことはしていただくということが大切であると思っております。最近のいろんな大金をやすやすと強奪される事件や各種店舗の襲撃事件を見ておられますとも、もう少し自主警備体制が強化されていたならば何とかなっただのではないかと思われるようなケースが目につくわけでありまして、またひったくりにつきましても、これだけたくさん発生しているにもかかわらず、自分だけは大丈夫だといった感覚からだと思っておりますけれども、大変無防備にやすやすとひたたくられてしまうといったケースが非常に多いわけでありまして。

そういう意味で、今後とも府民の方々に防犯意識を持っていただきますように私どももお願いをしてまいりたいと思っておりますし、あわせて自治体、関係機関、地域住民の方々と緊密に連携をいたしまして、犯罪被害に遭いにくい防犯環境づくりに努めて、府民の方々が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指していきたいと考えております。